

立教大学諸規程集

立教大学編

第2編 学則

立教大学大学院学則

施行 昭和 26 年 4 月 1 日
改正 昭和 28 年 4 月 1 日
昭和 29 年 4 月 1 日
昭和 30 年 4 月 1 日
昭和 31 年 4 月 1 日
昭和 33 年 4 月 1 日
昭和 35 年 4 月 1 日
昭和 36 年 4 月 1 日
昭和 37 年 4 月 1 日
昭和 38 年 4 月 1 日
昭和 39 年 4 月 1 日
昭和 40 年 4 月 1 日
昭和 41 年 4 月 1 日
昭和 42 年 4 月 1 日
昭和 44 年 4 月 1 日
昭和 46 年 4 月 1 日
昭和 47 年 4 月 1 日
昭和 48 年 4 月 1 日
昭和 49 年 4 月 1 日
昭和 50 年 4 月 1 日
昭和 51 年 4 月 1 日
昭和 52 年 4 月 1 日
昭和 53 年 4 月 1 日
昭和 54 年 4 月 1 日
昭和 55 年 4 月 1 日
昭和 56 年 4 月 1 日
1982 年 4 月 1 日
1983 年 4 月 1 日
1984 年 4 月 1 日
1985 年 4 月 1 日
1986 年 4 月 1 日
1987 年 4 月 1 日
1988 年 4 月 1 日
1988 年 4 月 2 日
1989 年 4 月 1 日
1990 年 4 月 1 日
1991 年 4 月 1 日
1991 年 10 月 11 日
1992 年 4 月 1 日
1993 年 4 月 1 日
1994 年 4 月 1 日
1995 年 4 月 1 日
1996 年 4 月 1 日
1997 年 4 月 1 日
1998 年 4 月 1 日
1999 年 4 月 1 日
2000 年 4 月 1 日
2001 年 4 月 1 日
2002 年 4 月 1 日
2003 年 4 月 1 日
2004 年 4 月 1 日
2005 年 4 月 1 日
2006 年 4 月 1 日
2007 年 4 月 1 日
2008 年 4 月 1 日
2009 年 4 月 1 日
2010 年 4 月 1 日
2011 年 4 月 1 日
2012 年 4 月 1 日

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、学部における一般的ならびに専門的教養の基礎の上に、専門の学術を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。

2 研究科ごとの、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表8のとおりとする。

(課程)

第2条 本大学院は、修士課程、博士課程および専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を養うものとする。

(研究科、専攻等)

第2条の2 本大学院の修士課程および博士課程の研究科および専攻は次のとおりとする。

文学研究科

組織神学専攻
英米文学専攻
史学専攻
地理学専攻
教育学専攻
日本文学専攻
フランス文学専攻
ドイツ文学専攻
比較文明学専攻
超域文化学専攻

経済学研究科

経済学専攻
経営学専攻

理学研究科

物理学専攻
化学専攻
数学専攻
生命理学専攻

社会学研究科

応用社会学専攻
社会学専攻

法学研究科

民刑事法専攻
法学政治学専攻

観光学研究科

観光学専攻

コミュニティ福祉学研究科

コミュニティ福祉学専攻

ビジネスデザイン研究科

ビジネスデザイン専攻

21世紀社会デザイン研究科

比較組織ネットワーク学専攻

異文化コミュニケーション研究科

異文化コミュニケーション専攻
言語科学専攻

経営学研究科

経営学専攻
国際経営学専攻

現代心理学研究科
 心理学専攻
 臨床心理学専攻
 映像身体学専攻
 キリスト教学研究科
 キリスト教学専攻

2 本大学院の専門職学位課程の研究科および専攻（以下専門職大学院という）は次のとおりとする。

法務研究科
 法務専攻

3 専門職大学院に関しては、別に定める。

（課程の区分と修業年限）

第3条 本大学院の標準修業年限は、修士課程2年、博士課程5年とし、博士課程は、これを2年の前期課程および3年の後期課程に区分する。

2 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 第1項に関わらず、キリスト教学研究科キリスト教学専攻博士課程前期課程のうち実務経験を有する者を対象としたコースの標準修業年限は1年とする。

（収容定員）

第4条 本大学院の研究科および専攻の収容定員は、次のとおりとする。

1 修士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
現代心理学研究科	映像身体学専攻		募集停止

2 博士課程

研究科	専攻	前期課程		後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	組織神学専攻			募集停止		
	英米文学専攻	18名	36名	3名	9名	45名
	史学専攻	15名	30名	6名	18名	48名
	地理学専攻			募集停止		
	教育学専攻	10名	20名	3名	9名	29名
	日本文学専攻	20名	40名	8名	24名	64名
	フランス文学専攻	8名	16名	3名	9名	25名
	ドイツ文学専攻	8名	16名	3名	9名	25名
	比較文明学専攻	20名	40名	5名	15名	55名
	超域文化学専攻	5名	10名	3名	9名	19名
	計	104名	208名	34名	102名	310名
経済学研究科	経済学専攻	40名	80名	10名	30名	110名
	経営学専攻			募集停止		
	計	40名	80名	10名	30名	110名
理学研究科	物理学専攻	20名	40名	4名	12名	52名
	化学専攻	20名	40名	4名	12名	52名
	数学専攻	5名	10名	3名	9名	19名
	生命理学専攻	15名	30名	4名	12名	42名
	計	60名	120名	15名	45名	165名
社会学研究科	応用社会学専攻			募集停止		
	社会学専攻	20名	40名	10名	30名	70名
	計	20名	40名	10名	30名	70名
法学研究科	民刑事法専攻			募集停止		
	法学政治学専攻	20名	40名	10名	30名	70名
	計	20名	40名	10名	30名	70名
観光学研究科	観光学専攻	30名	60名	8名	24名	84名
コミュニティ福祉学研究科	コミュニティ福祉学専攻	25名	50名	5名	15名	65名

研究科	専攻	前期課程		後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	90名	180名	5名	15名	195名
21世紀社会デザイン研究科	比較組織ネットワーク学専攻	50名	100名	5名	15名	115名
異文化コミュニケーション研究科	異文化コミュニケーション専攻	35名	70名	5名	15名	85名
	言語科学専攻	8名	16名	—	—	16名
	計	43名	86名	5名	15名	101名
経営学研究科	経営学専攻	10名	20名	5名	15名	35名
	国際経営学専攻	10名	20名	—	—	20名
	計	20名	40名	5名	15名	55名
現代心理学研究科	心理学専攻	10名	20名	3名	9名	29名
	臨床心理学専攻	15名	30名	4名	12名	42名
	映像身体学専攻	15名	30名	4名	12名	42名
	計	40名	80名	11名	33名	113名
キリスト教学研究科	キリスト教学専攻	10名	20名	5名	15名	35名
合計	計	552名	1,104名	128名	384名	1,488名

(教育方法の特例)

第4条の2 削除

(修士課程ならびに前期課程の修了要件および修士の学位の専攻分野)

第5条 修士課程または前期課程に2年以上在学して授業を受け、30単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）を受けた上、修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、第3条第3項に規定するコースおよび優れた研究業績を上げた者については、修士課程または前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 前項の場合において、当該修士課程又は前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

研究科	専攻	専攻分野名
文学研究科	組織神学専攻	神学
	英米文学専攻	文学
	史学専攻	
	地理学専攻	教育学
	教育学専攻	
	日本文学専攻	
	フランス文学専攻	文学
	ドイツ文学専攻	
	比較文明学専攻	比較文明学
	超域文化学専攻	文学
経済学研究科	経済学専攻	経済学
	経営学専攻	会計学
理学研究科	物理学専攻	経営学
	化学専攻	会計学
	数学専攻	理学
	生命理学専攻	
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学
	社会学専攻	
法学研究科	民刑事法専攻	法学
	法学政治学専攻	法学
		政治学
観光学研究科	観光学専攻	観光学
コミュニティ福祉学研究科	コミュニティ福祉学専攻	コミュニティ福祉学
		スポーツウエルネス学
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	経営管理学

研究科	専攻	専攻分野名
異文化コミュニケーション研究科	異文化コミュニケーション専攻	異文化コミュニケーション学
	言語科学専攻	
経営学研究科	経営学専攻	経営学
	国際経営学専攻	国際経営学
現代心理学研究科	心理学専攻	心理学
	臨床心理学専攻	臨床心理学
	映像身体学専攻	映像身体学
キリスト教学研究科	キリスト教学専攻	神学
		文学
		実践神学

(博士課程の修了要件および博士の学位の専攻分野)

第6条 博士課程に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については博士課程に3年(修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程を修了した者、および前条第1項のただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件は、博士課程に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については博士課程に3年(修士課程における在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。

3 専門職学位課程を修了した者が博士課程の後期課程に入学した場合は、博士課程後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)以上在学し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については、博士課程後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者については、博士課程の3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を減じた期間)以上、在学すれば足りるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、第20条第5号の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位もしくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期課程に入学した場合は、博士課程後期課程に3年以上在学し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、本大学院の博士課程を経ないで論文を提出し博士の学位を請求した者で、論文の審査および最終試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、前4項の規定により本大学院の博士課程を修了した者と同様に広い学識を有することを確認された者に、博士の学位を授与することができる。

6 本大学院において授与する博士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

研究科	専攻	専攻分野名
文学研究科	組織神学専攻	神学
	英米文学専攻	文学
	史学専攻	
	地理学専攻	
	教育学専攻	教育学
	日本文学専攻	文学
	フランス文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	比較文明学専攻	比較文明学
	超域文化学専攻	文学
経済学研究科	経済学専攻	経済学
		会計学
	経営学専攻	経営学 会計学

研 究 科	専 攻	専攻分野名
理学研究科	物理学専攻	理学
	化学専攻	
	数学専攻	
	生命理学専攻	
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学
	社会学専攻	
法学研究科	民刑事法専攻	法学
	法学政治学専攻	法学
		政治学
観光学研究科	観光学専攻	観光学
コミュニティ福祉学研究科	コミュニティ福祉学専攻	コミュニティ福祉学
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	経営管理学
21世紀社会デザイン研究科	比較組織ネットワーク学専攻	社会デザイン学
異文化コミュニケーション研究科	異文化コミュニケーション専攻	異文化コミュニケーション学
経営学研究科	経営学専攻	経営学
現代心理学研究科	心理学専攻	心理学
	臨床心理学専攻	臨床心理学
	映像身体学専攻	映像身体学
キリスト教学研究科	キリスト教学専攻	神学
		文学

(学位論文等の審査および試験)

第7条 学位論文および特定の課題についての研究の成果の審査ならびに最終試験等については、別に定める。

(最長在学年数)

第8条 本大学院における最長在学年数は、修士課程および前期課程にあつては4年、後期課程にあつては6年とする。

(研究室)

第9条 本大学院の目的を達成し、学生の研究指導を行うため、各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

2 研究室に関する規程は、別に定める。

(学年および学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 本大学創立記念日 5月5日

(4) 春季休業 2月上旬から3月下旬まで

(5) 夏季休業 7月下旬から9月中旬まで

(6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることがある。

第2章 教育課程

(教育方法)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によつて行うものとする。

(教育方法の特例)

第12条の2 次の研究科に、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う修士課程および博士課程を置き、次の専攻を置く。

経済学研究科	経済学専攻	前期課程
観光学研究科	観光学専攻	前期課程
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	博士課程
21世紀社会デザイン研究科	比較組織ネットワーク学専攻	博士課程
異文化コミュニケーション研究科	異文化コミュニケーション専攻	博士課程

(履修方法等)

第13条 各研究科における授業科目および単位数ならびに研究指導等の履修方法は、各研究科において定め、別表1のとおりとする。

(単位の認定)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(他大学院等における授業科目の履修および研究指導)

第15条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、本学の平和・コミュニティ研究機構および他大学院とあらかじめ協議の上、同研究所、同機構および当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、他大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学院等とあらかじめ協議の上、後期課程の学生が当該大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。
- 第1項および第2項の規定により修得した授業科目の単位は、合わせて10単位を超えない範囲で本大学院博士課程前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

(教育職員免許状の種類)

第15条の2 各研究科専攻において取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	種類・教科		
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	その他 専修免許状
文学研究科	組織神学専攻 英米文学専攻 史学専攻 地理学専攻 教育学専攻 日本文学専攻 フランス文学専攻 ドイツ文学専攻 比較文明学専攻 超域文化学専攻	社会、宗教 英語 社会 社会 社会 国語 フランス語 ドイツ語 社会 社会	地理歴史、 公民、宗教 英語 地理歴史、公民 地理歴史、公民 公民 国語 フランス語 ドイツ語 公民 地理歴史、公民	小学校
経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻	社会 社会	地理歴史、 公民、商業 公民、商業	
理学研究科	物理学専攻 化学専攻 数学専攻 生命理学専攻	理科 理科 理科 理科	理科 理科 理科 理科	
社会学研究科	応用社会学専攻 社会学専攻	社会 社会	公民、商業 公民	

研究科	専攻	種類・教科		
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	その他 専修免許状
法学研究科	民刑事法専攻 法学政治学専攻	社会 会	公民 民	
観光学研究科	観光学専攻	社会 会	公民，商 業	
コミュニティ福祉学 研究科	コミュニティ福祉学専攻	社会 会	公民，福 祉	
21世紀社会デザイン 研究科	比較組織ネットワーク学 専攻	社会 会	公民 民	
異文化コミュニケーション 研究科	異文化コミュニケーション 専攻 言語科学専攻	英語，社会 会	英語，公 民	
経営学研究科	経営学専攻	社会 会	公民 民	
現代心理学研究科	心理学専攻 臨床心理学専攻		公民 民	
キリスト教学研究科	キリスト教学専攻	社会，宗 教	地理歴史， 公民，宗 教	

第3章 教員組織

(教員組織)

第16条 本大学院の授業および研究指導担当教員は、原則として本大学教授、准教授または講師をあてる。

2 研究科委員長の要請により、特別任用教員及び助教をあてることができる。

(大学院委員会)

第17条 本大学院に総長、研究科委員長および研究科委員中の若干名をもつて組織する大学院委員会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 学位の授与に関する事項
- (2) 大学院学則および諸規程の変更に関する事項
- (3) その他大学院に関する重要事項

2 総長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

(研究科委員会)

第18条 本大学院の各研究科に、その授業および研究指導担当の専任教員をもつて組織する研究科委員会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 研究科委員長および大学院委員会委員の選出ならびに担当教員の人事に関する事項
- (2) 入学試験、学位論文の審査および最終試験に関する事項
- (3) 入学、休学、復学、再入学、退学および除籍に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項

2 研究科委員長の要請により、特別任用教員及び助教を加えることができる。

3 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

4 その他研究科委員会の構成および運営に関わる事項については立教大学教授会規程を準用する。

第4章 入学、休学、復学、再入学、退学および除籍

(修士課程および前期課程への入学)

第19条 修士課程または前期課程に入学を許可する者は、次の各号の一に該当し、かつ、選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学位授与機構において、学士の学位を取得した者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(後期課程への進学または編入学)

第20条 後期課程に進学または編入学を許可する者は、次の各号の一に該当し、かつ、選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 外国において、日本の大学院修士課程に相当する正規の学校教育を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、修士の学位もしくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の初めとする。

- 2 第36条の2に規定する特別外国人学生の入学期は、各学期の初めとすることができる。

(入学志願手続)

第22条 入学志願者は、別表2による入学検定料を納入し、所定の手続をしなければならない。

(入学手続)

第23条 選抜試験に合格した者で本大学院に入学しようとするものは、保証人を定め、所定の期日までに保証書を提出し、その他指定された手続をしなければならない。

- 2 本大学院は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(休学および退学等)

第24条 病気その他の事由によつて休学または退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 休学の期間は、当該学期間とし在学年数に算入しない。
- 3 休学回数は、通算して修士課程および博士課程前期課程は4回、博士課程後期課程は6回を超えることができない。
- 4 休学者は、第2項により休学した期間終了後、学期の初めにおいて復学する。
- 5 第1項により退学した者が再入学を願ひ出たときは、学年の初めにおいて許可することができる。再入学を許可された者は、前条に規定する手続をしなければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 第8条に規定する最長在学年数を超えた者
- (2) 学費を納めない者

第25条の2 入学、休学、復学、再入学および退学の許可ならびに除籍は、研究科委員会の議を経て、総長がこれを行う。

第5章 留学

第26条 本大学院の学生が本大学院との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定、または本大学院からの留学に関する協定が成立している外国の大学、またはこれに相当する高等教育機関等および本学が認めた同等の大学、機関の授業科目を履修し、または研究指導を受けるため当該大学等への留学を希望するときは、審査の上、本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することができる。

- 2 前項による留学は、本大学院における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下在学留学という）および休学とする留学（以下休学留学という）の2種とする。

第27条 在学留学の許可を受けた者については、その許可を受けた期間を本大学院における在学年数に算入する。

第28条 在学留学の許可を得た者が、留学した大学等において修得した単位または成果のうち、研究科委員会が適当と認めたものは、本大学院の課程の修了に必要な単位として認定することができる。ただし、認定し得る単位数は、10単位を限度とする。

第29条 第24条の規定は、休学留学のための休学に準用する。

第6章 学費その他

第30条 選抜試験に合格した者で本大学院に入学しようとするものは、別表3の1および別表3の2による学費を指定された入学手続期間内に納めなければならない。

2 学生は別表3の2による学費を毎学年授業開始後の指定の期日までに納めなければならない。

3 第1項および第2項に定める学費のうち授業料および教育充実費は、前期・後期に分納を認めることがある。

4 学費とは、入学金、授業料（在籍料を含む。）、教育充実費及び実験・実習費をいう。

第31条 学費は、休学中も別に定める額を納めなければならない。

第32条 学年の途中で退学する場合も、学費は別に定める額を納めなければならない。

第33条 すでに納めた学費その他の納入金は、第2項および第3項に定めた場合を除いて、返還しない。

2 選抜試験に合格し学費その他の納入金を納めた者のうち、止むを得ない事由により、所定の手続きに則り入学辞退願いを提出した者については、入学金を除く学費その他の納入金を返還するものとする。

3 出願時に卒業見込みや所定単位修得見込みなどで選抜試験に合格し、学費その他の納入金を納めた後に、卒業不可や所定単位未修得などが確定し、入学資格要件を満たすことができなくなった者には、届け出により入学金を含む学費その他の納入金を返還するものとする。

第34条 在学中の学費その他について変更のあった場合には、新たに定められた額に基づいて納めなければならない。

第35条 証明書等の交付を受ける者は、別表4による手数料を納めなければならない。

第36条 学費滞納者には、当該年度の単位認定、研究指導の認定及び学位の授与を行わない。

第6章の2 特別外国人学生

(特別外国人学生)

第36条の2 本大学院と協定のある外国の大学から派遣される学生および政府その他の機関から本大学院に委託される外国人学生は、審査の上、特別外国人学生として入学を許可することがある。

第36条の3 入学を許可された特別外国人学生は、所定の手続をし、かつ、別に定める納入金を納めなければならない。

(単位の認定)

第36条の4 特別外国人学生が履修した授業科目については、所定の単位を与えることができる。

(学則の準用)

第36条の5 特別外国人学生については、第5条および第6条第1項から第4項までを除き本学則を準用する。

第7章 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、研修生

(特別聴講学生)

第37条 本大学院と単位互換制度の協定のある他大学院学生が、本大学院の授業科目の学修または研究指導を願い出るときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 前項により聴講を許可された者は、別表5による特別聴講料を納入し、所定の手続をしなければならない。

3 特別聴講学生が、その聴講した科目に合格した場合には、所定の単位を与えることができる。

(科目等履修生)

第38条 各研究科所定の授業科目中その1授業科目または数授業科目の学修を願い出る者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することがある。

2 公共団体またはその他の機関より本大学院の授業科目の学修を委託された者に対して選考

の上、科目等履修生として学修を許可することがある。

- 3 科目等履修生として学修を願ひ出る者は、別表6による選考料を納めなければならない。
- 4 科目等履修生として学修を許可された者は、別表6による登録料、受講料および委託料を納めなければならない。
- 5 科目等履修生が、その履修した授業科目に合格した場合には、所定の単位を与えることができる。
- 6 本条で規定した以外の事項については、別に定める細則による。

(研究生)

第38条の2 大学院博士課程後期課程の正規の学生の研究に支障のない範囲において、次の者を選考の上、研究生として受け入れを許可することがある。ただし、専任の職務についている者は除くものとする。

- (1) 本大学院の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け、博士の学位を取得した者で、引き続き研究を希望する者
 - (2) 本大学院の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け、在籍6年経過後に退学した者で、引き続き研究を希望する者
- 2 前項により研究生として受け入れを許可された者は、別表7による登録料を納入し、所定の手続をしなければならない。

第38条の3 専門職大学院に関しては、別に定める。

(研修生)

第38条の4 本大学院の博士課程前期課程において所定の研究指導を受け、修士の学位を取得し、本大学院の博士課程後期課程への進学の準備をする者を、大学院博士課程前期課程の正規の学生の研究に支障のない範囲において選考の上、研修生として受け入れを許可することがある。

- 2 前項により研修生として受け入れを許可された者は、別表7による登録料を納入し、所定の手続をしなければならない。

(単位の認定)

第39条 削除

(学則の準用)

第40条 特別聴講学生、科目等履修生、研究生および研修生については、第5条、第6条第1項から第4項までを除き本学則を準用する。

附 則

本学則に規定する事項のほかは大学学則を準用する。
本学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1982 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1983 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1988年4月2日から施行し、第38条の2の規定は、1988年4月1日から適用する。

附 則
本学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1991年10月11日から施行し、1991年7月1日から適用する。

附 則
本学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2012年4月1日から施行する。

別表1 省略

別表2

入学検定料	35,000 円
-------	----------

別表3の1

入学金	225,000 円
-----	-----------

備 考

- 1 本学の学部または大学院研究科に過去に入学金を納入し、卒業、修了または退学したことがある者が、文学研究科、経済学研究科、理学研究科、社会学研究科、法学研究科、観光学研究科、コミュニティ福祉学研究科、異文化コミュニケーション研究科言語科学専攻、経営学研究科、キリスト教学研究科、若しくは現代心理学研究科前期課程・後期課程に入学する場合は、2分の1相当額を納めることとする。
ただし、本学の大学院研究科前期課程、修士課程または法務研究科の修了者が、後期課程に入学する場合は、徴収しない。
- 2 本学の学部または大学院研究科に過去に入学金を納入し、卒業、修了したことがある者がビジネスデザイン研究科、21世紀社会デザイン研究科または異文化コミュニケーション研究科異文化コミュニケーション専攻に入学する場合は、徴収しない。
また、退学したことがある者が入学する場合は、2分の1相当額を納めることとする。
- 3 再入学の場合は、2分の1相当額を納めなければならない。

別表3の2

	文学・コミュニティ福祉学・キリスト教学研究科				
	前期課程		後期課程		
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
授業料	639,000 円	639,000 円	639,000 円	639,000 円	639,000 円
教育充実費	51,000 円	51,000 円	25,500 円	25,500 円	25,500 円
合計	690,000 円	690,000 円	664,500 円	664,500 円	664,500 円

	異文化コミュニケーション研究科言語科学専攻	
	前期課程	
	1年次	2年次
授業料	639,000 円	639,000 円
教育充実費	51,000 円	51,000 円
合計	690,000 円	690,000 円

	経済学・社会学・法学・観光学・経営学研究科				
	前期課程		後期課程		
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
授業料	633,000 円	633,000 円	633,000 円	633,000 円	633,000 円
教育充実費	50,000 円	50,000 円	25,000 円	25,000 円	25,000 円
合計	683,000 円	683,000 円	658,000 円	658,000 円	658,000 円

	現代心理学研究科				
	前期課程		後期課程		
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
授業料	670,000 円	670,000 円	670,000 円	670,000 円	670,000 円
教育充実費	53,000 円	53,000 円	26,500 円	26,500 円	26,500 円
実験・実習費	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
合計	738,000 円	738,000 円	711,500 円	711,500 円	711,500 円

	現代心理学研究科映像身体学専攻	
	修士課程	
	1年次	2年次
授業料	670,000 円	670,000 円
教育充実費	53,000 円	53,000 円
実験・実習費	15,000 円	15,000 円
合計	738,000 円	738,000 円

	理 学 研 究 科				
	前期課程		後期課程		
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
授 業 料	679,000 円	679,000 円	679,000 円	679,000 円	679,000 円
教 育 充 実 費	108,000 円	108,000 円	54,000 円	54,000 円	54,000 円
実 験 ・ 実 習 費	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円
合 計	827,000 円	827,000 円	773,000 円	773,000 円	773,000 円

	ビジネスデザイン・21世紀社会デザイン研究科 ・異文化コミュニケーション研究科異文化コミュニケーション専攻				
	前期課程		後期課程		
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
授 業 料	949,000 円	949,000 円	949,000 円	949,000 円	949,000 円
教 育 充 実 費	94,000 円	94,000 円	94,000 円	94,000 円	94,000 円
合 計	1,043,000 円	1,043,000 円	1,043,000 円	1,043,000 円	1,043,000 円

備 考

- 1 授業料は在籍料 60,000 円（半期 30,000 円）を含むものとし、休学の場合は在籍料のみ徴収する。
- 2 理学研究科数学専攻の者、および物理学専攻の者で履修要項の定めるところにより実験を履修しない者は、実験・実習費を徴収しない。

別表 3 の 3 削除

別表 3 の 4 削除

別表 4

項 目	邦 文	英 文
入 学 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
退 学 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
在 学 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
修 了 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
修 了 (見 込) 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
成 績 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
単 位 取 得 (見 込) 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
教 員 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書 (1 通につき)	200 円	
科 目 等 履 修 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
聴 講 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
学 士 号 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
調 査 書 (1 通につき)	200 円	
学 生 証 再 発 行 (1 通につき)	2,000 円	
通 学 定 期 乗 車 券 発 行 控 (1 通につき)	200 円	
科 目 等 履 修 生 証 再 発 行 (1 通につき)	2,000 円	
教 育 職 員 免 許 状 大 学 一 括 申 請 (1 通につき)	800 円	
学 校 函 書 館 司 書 教 諭 講 習 申 込 (1 通につき)	800 円	
学 位 記 等 再 発 行 (1 通につき)	20,000 円	

別表 5

特別聴講料	別に定める
-------	-------

別表 6

選 考 料	12,000 円
委 託 料	別に定める
登 録 料	40,000 円 (年額)
受 講 料 (1 単 位 に つ き)	23,000 円

備 考 他 の 教 育 研 究 機 関 と の 協 定 に よ り 科 目 等 履 修 生 を 受 け 入 れ る 場 合 、 当 該 協 定 に 基 づ き 選 考 料 、 委 託 料 、 登 録 料 お よ び 受 講 料 を 協 定 に よ る 金 額 と す る こ と が で き る 。

別表 7

登 録 料	10,000 円
-------	----------

別表 8

研 究 科	教育研究上の目的
文学研究科	文学研究科は、文学部における一般的ならびに専門的教養の上に、神学、文学、教育学、比較文明学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
経済学研究科	経済学研究科は、経済学部における一般的ならびに専門的教養の上に、経済学、会計学、経営学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
理学研究科	理学研究科は、理学部における一般的ならびに専門的教養の上に、理学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
社会学研究科	社会学研究科は、社会学部における一般的ならびに専門的教養の上に、社会学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
法学研究科	法学研究科は、法学部における一般的ならびに専門的教養の上に、法学、政治学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
観光学研究科	観光学研究科は、観光学部における一般的ならびに専門的教養の上に、観光学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
コミュニティ福祉学研究科	コミュニティ福祉学研究科は、コミュニティ福祉学部における一般的ならびに専門的教養の上に、コミュニティ福祉学、コミュニティ政策学、スポーツウエルネス学、福祉人間学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン研究科は、学士課程教育における一般的ならびに専門的教養の上に、経営学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
21 世紀社会デザイン研究科	21 世紀社会デザイン研究科は、学士課程教育における一般的ならびに専門的教養の上に、社会デザイン学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
異文化コミュニケーション研究科	異文化コミュニケーション研究科は、学士課程教育における一般的ならびに専門的教養の上に、異文化コミュニケーション学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
経営学研究科	経営学研究科は、経営学部における一般的ならびに専門的教養の上に、経営学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
現代心理学研究科	現代心理学研究科は、現代心理学部における一般的ならびに専門的教養の上に、心理学、臨床心理学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。
キリスト教学研究科	キリスト教学研究科は、文学部キリスト教学科における一般的ならびに専門的教養の上に、キリスト教学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。

立教大学専門職大学院学則

第1章 総 則

(この学則の目的)

第1条 この学則は、立教大学大学院学則第2条の2第3項に基づき、専門職大学院の組織、運営に必要な基準を定めることを目的とする。

(専門職大学院の目的)

第2条 本専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。

(標準修業年限)

第3条 本専門職大学院の標準修業年限は2年とする。

(収容定員)

第4条 本専門職大学院の研究科および専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
法務研究科	法務専攻	65名	195名

(修了要件および学位の専攻分野)

第5条 専門職学位課程に2年以上在学して授業を受け、30単位以上を修得した者に修士の専門職学位を授与する。

(最長在学年数)

第6条 本専門職大学院における最長在学年数は、4年とする。

(研究室)

第7条 本専門職大学院の目的を達成し、学生の指導を行うため、各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

2 研究室に関する規程は、別に定める。

(学年および学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 本大学創立記念日 5月5日

(4) 春季休業 2月上旬から3月下旬まで

(5) 夏季休業 7月下旬から9月中旬まで

(6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることがある。

第2章 教育課程

(教育方法)

第10条 本専門職大学院の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(履修方法等)

第11条 各研究科における授業科目および単位数ならびに履修方法は、各研究科において定め、別表1のとおりとする。

(単位の認定)

第12条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。
(他大学院における授業科目の履修)

第13条 各研究科において教育上有益と認めるときは、他大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本専門職大学院に入学する前に、他大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本専門職大学院に入学した後の本専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第1項および第2項の規定により修得した授業科目の単位は、合わせて10単位を超えない範囲で本専門職学位課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

第3章 教員組織

(教員組織)

第14条 本専門職大学院の授業担当教員は、原則として当該研究科教授、准教授または講師をあてる。

2 研究科委員長の要請により、特別任用教員及び助教をあてることができる。

3 法務講師は、研究科委員長の指揮により、教育を補助する。

(研究科委員会)

第15条 本専門職大学院の各研究科に、その授業担当の専任教員をもって組織する研究科委員会を置き、次の事項を審議する。

(1) 研究科委員長および大学院委員会委員の選出ならびに担当教員の人事に関する事項

(2) 入学試験、および最終試験に関する事項

(3) 入学、休学、復学、再入学、退学および除籍に関する事項

(4) 学生の賞罰に関する事項

(5) その他研究科に関する事項

2 研究科委員長の要請により、特別任用教員及び助教を加えることができる。

3 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

4 その他研究科委員会の構成および運営に関わる事項については立教大学教授会規程を準用する。

第4章 入学、休学、復学、再入学、退学および除籍

(入学)

第16条 本専門職学位課程に入学を許可する者は、次の各号の一に該当し、かつ、選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学位授与機構において、学士の学位を取得した者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 専修学校の専門教育課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学に3年以上在学し、本専門職大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(7) 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、当該大学で修得した単位のうち、本専門職大学院が定める所定の単位について、優れた成績をもって修得した者、または修得見込みの者と本専門職大学院が認めた者

(8) 本専門職大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学志願手続)

第18条 入学志願者は、別表2もしくは別表2の2による入学検定料を納入し、所定の手続をしなければならない。

(入学手続)

第19条 選抜試験に合格した者で本専門職大学院に入学しようとするものは、保証人を定め、

所定の期日までに保証書を提出し、その他指定された手続をしなければならない。
2 本専門職大学院は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(休学および退学等)

- 第20条** 病気その他の事由によって休学または退学しようとする者は、保証人連署の上願い出で、許可を受けなければならない。
- 2 休学の期間は、当該学期間とし在学年数に算入しない。
 - 3 休学回数は、通算して4回を超えることができない。
 - 4 休学者は、第2項により休学した期間終了後、学期の初めにおいて復学する。
 - 5 第1項により退学した者が再入学を願い出たときは、学年の初めにおいて許可することができる。再入学を許可された者は、前条に規定する手続をしなければならない。

(除籍)

- 第21条** 次の各号の一に該当する者は、除籍する。
- (1) 第6条に規定する最長在学年数を超えた者
 - (2) 学費を納めない者

第22条 入学、休学、復学、再入学および退学の許可ならびに除籍は、研究科委員会の議を経て、総長がこれを行う。

第5章 留学

第23条 本専門職大学院の学生が本専門職大学院との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定、または本専門職大学院からの留学に関する協定が成立している外国の大学、またはこれに相当する高等教育機関等および本学が認めた同等の大学、機関の授業科目を履修するため当該大学等への留学を希望するときは、審査の上、本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することがある。

- 2 前項による留学は、本専門職大学院における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下在学留学という）および休学とする留学（以下休学留学という）の2種とする。

第24条 在学留学の許可を受けた者については、その許可を受けた期間を本専門職大学院における在学年数に算入する。

第25条 在学留学の許可を得た者が、留学した大学等において修得した単位または成果のうち、研究科委員会が適当と認めたものは、本専門職大学院の課程の修了に必要な単位として認定することができる。ただし、認定し得る単位数は、10単位を限度とする。

第25条の2 第20条の規定は、休学留学のための休学に準用する。

第6章 学費その他

第26条 選抜試験に合格した者で本専門職大学院に入学しようとするものは、別表3および別表3の2による学費を指定された入学手続期間内に納めなければならない。

- 2 学生は、別表3の2による学費を毎学年授業開始後の指定の期日までに納めなければならない。
- 3 第1項に定める学費のうち授業料および教育充実費は、前期・後期に分納を認めることがある。
- 4 学費とは、入学金、授業料（在籍料を含む。）、教育充実費及び実験料・実習費をいう。

第27条 学費は、休学中も別に定める額を納めなければならない。

第28条 学年の途中で退学する場合も、学費は別に定める額を納めなければならない。

第29条 すでに納めた学費その他の納入金は、第2項および第3項に定めた場合を除いて、返還しない。

- 2 選抜試験に合格し学費その他の納入金を納めた者のうち、止むを得ない事由により、所定の手続に則り入学辞退願を提出した者については、入学金を除く学費その他の納入金を返還するものとする。
- 3 出願時に卒業見込みや所定単位修得見込みなどで選抜試験に合格し、学費その他の納入金を納めた後に、卒業不可や所定単位未修得などが確定し、入学資格要件を満たすことができなくなった者には、届け出により入学金を含む学費その他の納入金を返還するものとする。

第30条 在学中の学費その他について変更のあった場合には、新たに定められた額に基づいて納めなければならない。

第31条 証明書等の交付を受ける者は、別表4による手数料を納めなければならない。

第32条 学費滞納者には、当該年度の単位認定、研究指導の認定及び学位の授与を行わない。

第7章 法務研究科

(法務研究科の目的)

第33条 第2条の専門職学位課程のうち、法務研究科は専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第34条 法務研究科の標準修業年限は、第3条にかかわらず、3年とする。

(法務研究科の修了要件、および学位の専攻分野)

第35条 第5条にかかわらず、法務研究科の課程に3年以上在学して授業を受け、かつ102単位以上を修得した者に法務博士(専門職)の学位を授与する。

2 前項にかかわらず、法務研究科が実施する法律科目試験において、法律学の基礎的な学識を有すると認められた者(法学既修者という)については、第34条に規定する在学期間については1年間在学し、前項に規程する単位については別表1で定めた科目を修得したものとみなす。なお、別表1で定めた科目の修得単位数の合計は30単位である。

3 法学既修者は第13条第2項の適用がないものとする。

(法務研究科の最長在学年数)

第36条 法務研究科における最長在学年数は、第6条にかかわらず、6年とする。

2 法務研究科における法学既修者の最長在学年数は、第35条第2項に規定するみなし在学期間も含める。

(法務研究科の履修の特例)

第37条 法務研究科の進級要件は次の各号とする。

(1) 1年次に1年以上在学した者は、2年次に進級するものとする。ただし、1年次配当の法律基本科目の、別に定めるGPAが1.3未満の者は、進級不可となり、当該年度の翌年度は進級できない。

(2) 2年次に1年以上在学(第35条第2項が適用される者は、みなし在学期間を含む。)した者は、3年次に進級するものとする。ただし、2年次配当の法律基本科目の、別に定めるGPAが1.3未満の者は、進級不可となり、当該年度の翌年度は進級できない。

2 前項の進級要件を充足しなかった場合は、当該年度においてすでに履修し、合格と判定された法律基本科目は単位を認定しない。ただし、すでに合格した再履修の法律基本科目の単位、および法律基本科目以外の科目の単位は認定される。

(法務研究科の入学の特例)

第38条 第16条で規定される者に加え、次の各号すべてに該当する者に対し、入学を許可する。

(1) 出願時点で、4年制の大学に2年以上在籍し、学年次が3年次以上の者

(2) 2年次修了までに50単位以上(免許状および資格取得を目的とした課程の単位を除く)を修得している者

(3) 法務研究科が実施する選抜試験に合格した者

2 前項の者で、3年次修了までに、100単位以上(免許状および資格取得を目的とした課程の単位を除く)を修得しなかった者については、入学を取り消す。

(法務研究科の休学の特例)

第39条 1年次または2年次において休学した場合、当該年度の法律基本科目の単位認定はしない。

(法務研究科の除籍)

第40条 第21条にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第36条に規定する最長在学年数を超えた者

- (2) 学費を納めない者
- (3) 第 36 条に規定する最長在学年数での修了が不可能となった者
- (4) 第 37 条第 1 項第 1 号による原級留置きが 2 回に達した者
- (5) 第 37 条第 1 項第 2 号による原級留置きが 2 回に達した者

(法務研究生)

第 41 条 法務研究科を修了し、法務博士の学位を取得した者で、引き続き、法曹になるための能力を養おうとする者を、選考の上、法務研究生として受け入れることがある。

2 前項により法務研究生として受入れを許可された者は、別表 5 による登録料を納入し、所定の手続をしなければならない。

附 則

本学則に規定する事項のほかは大学学則および大学院学則を準用する。
本学則は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 40 条第 4 号及び第 5 号は、2009 年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 省略

別表2

入学検定料	35,000 円
-------	----------

別表2の2

法務研究科3年標準型及び2年短縮型の併願受験者

入学検定料	55,000 円
-------	----------

別表3

入学金	225,000 円
-----	-----------

備 考

- 1 本学の学部または大学院研究科に過去に入学金を納入し、卒業、修了したことがある者は、納入を免除される。また、本学の学部または大学院研究科を退学した者は、2分の1相当額を納入することとする。
- 2 第38条で規定する者のうち、本学の学部過去に入学金を納入し、本学の学部を退学した者は、前項の規定にかかわらず、納入を免除する。

別表3の2

	法務研究科		
	1年次	2年次	3年次
授 業 料	1,076,000 円	1,076,000 円	1,076,000 円
教 育 充 実 費	215,000 円	215,000 円	215,000 円
合 計	1,291,000 円	1,291,000 円	1,291,000 円

備 考

- 1 授業料は在籍料 60,000 円（半期 30,000 円）を含むものとし、休学の場合は在籍料のみ徴収する。
- 2 2013 年度以降の学費（在学生を含む）については、国庫補助金（法科大学院支援経費）の交付額を勘案して決定する。

別表4

項目	邦文	英文
入 学 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
退 学 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
在 学 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
修 了 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
修 了 (見 込) 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
成 績 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
単 位 修 得 (見 込) 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
教 員 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
科 目 等 履 修 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
聴 講 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
学 士 号 証 明 書 (1通につき)	200 円	400 円
調 査 書 (1通につき)	200 円	
学 生 証 再 発 行 (1通につき)	2,000 円	
通 学 定 期 乗 車 券 発 行 控 (1通につき)	200 円	
科 目 等 履 修 生 証 再 発 行 (1通につき)	2,000 円	
教 育 職 員 免 許 状 大 学 一 括 申 請 (1通につき)	800 円	
学 校 図 書 館 司 書 教 諭 講 習 申 込 (1通につき)	800 円	
学 位 記 等 再 発 行 (1通につき)	20,000 円	

別表5

登 録 料	20,000 円
-------	----------